令和４年１月26日
改定　令和４年２月５日
改定　令和４年２月22日

チーム　各位

金沢市学童野球連盟
理事長　安崎　安徳

金沢市学童野球連盟における新型コロナウイルスへの対応について（通知改定）

石川県内では新型コロナウイルス感染者が拡大し、令和４年１月２３日に県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれ、本県の感染状況等に関するモニタリング指標が「レベル２　（感染拡大警報）」に移行することなり、加えて国に対し「まん延防止等重点措置」の適用を要請しました。政府は１月２５日、石川県の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症対策本部会合を持ち回り形式で開き、コロナ対応の改正特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を石川県に適用することを決定致しました。期間は令和４年１月２７日から２月２０日までとなっていましたが、２月１８日に１７道府県への運用を３月６日まで延長することが決定致しました。この適用を受けて、金沢市では、【「まん延防止等重点措置」の適用延長に伴う金沢市立学校の対応等について】を２月２１日付けで発令致しました。この通知は、学校教育に関する指導等であり、学校外の活動である金沢市学童野球連盟に対する直接的な指導ではありませんが、この通知を参考に本連盟として対策を講じていかなければいけないと考えております。

つきましては、令和４年１月２７日から２月２１日までの期間を３月７日まで延長し、引き続き以下の緊急措置を行いますので、各チームにおかれましては更なる対策をよろしくお願い致します。

記

1)　平日練習及び休日練習

- ✓　平日は１時間程度とする。また、休日は２時間程度とする
- ✓　出来る限り密にならないように配慮すると共に道具の使いまわしは行わない。
  なお、道具の使い回しを行う場合は消毒を行うこと。
- ✓　学校が休業及び一部休業期間中は練習を禁止とします。

2)　練習試合

- ✓　３月７日(月)までの期間中は練習試合、合同練習等は禁止とします。

3)　注意事項

- ✓ 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動 とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動してください。
- ✓ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合 って発声したりする活動は行わないでください。
- ✓ 活動前や終了後等、子供同士で食事をすることは控えてください。
- ✓ 活動を行うにあたっては、活動場所を日頃活動している場所に限定し、活動内容は精選してください。
- ✓ 少しでも体調不良や感染に不安な場合は、無理に練習に参加しないようにする。
- ✓ 選手及びチーム指導者が新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに連盟に対して感染報告書を提出願います。なお、感染報告書は各地区の理事長、副理事長、地区部長を通じて事務局長に提出願います。
- ✓ チーム関係者（指導者、保護者、選手等）に新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、速やかにチーム活動を休止してください。また、活動休止期間については、地区部長及び正副理事長と相談して設定してください。
- ✓ 卒団した六年生も３月末までは連盟登録選手であることを自覚して行動してください。
- ✓ 学校休業期間中の取り扱いですが、具体的事例を挙げて補足致します。

  1）学校全体が休業なら、チーム活動休止

  2）学年休止の場合、チーム選手が休止となっている学年に在籍している場合は、チーム活動休止

  3）学年休止の場合で、その学年にチーム選手がいない場合は、チーム判断。

  4）学級休止の場合は 2）と 3）の学年を学級に読み替える。

  ※学年休止でも、休止となる数日前に対象となる学年の児童と交流があるかもしれませんので、少なくともまん延防止期間（～3/7）までは安全を確保するうえでも、連盟としては厳しめの判断が求められると考えております。

- ✓ 選手の家族が感染した場合について

  選手の家族は感染した日もしくは体調不良となった日より遡って２日の間に、当該選手がチーム活動に参加していない場合は、チーム活動の判断はチームで行ってください。但し、当該選手がチーム活動には参加していないが、他の選手と接触等が確認できた場合などは、リスク回避の観点から、「可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減する判断」をお願い致します。

以上